

令和2年5月11日

一時預かり事業定期利用
保護者各位

千葉市こども未来局
こども未来部幼保運営課長

一時預かり定期利用者の新型コロナウイルス感染症に係る
登園自粛児の保育料減免について（5月利用分）

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

一時預かりについては、令和2年2月28日及び3月2日付幼保運営課長通知のとおり、当面の間、不定期利用は原則受入れを停止、定期利用は登園自粛をお願いしているところであります。なお、令和2年4月28日付幼保運営課長通知において後日通知することとしておりました、定期利用されている方の保育料（5月分）について、以下のとおりとしますので、お知らせいたします。

1 保育料の減免方法

- (1) 利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分以上お休みいただいた場合は、月の保育料を全額免除します。
- (2) 利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分未満お休みいただいた場合は、利用可能日数を分母として、月の保育料を日割り計算します。

【※利用可能日数の考え方】

- ・週3日（月・火・水で利用）で5月の場合
11～13、18～20、25～27日の9日間
- ・週2日（木・金で利用）で5月の場合
1、7・8、14・15、21・22、28・29日の9日間

2 その他

保育料の返還方法等については、利用する各園へお問い合わせください。また、返還を受ける際は、受領書等の発行をお願いいたします。

（問合せ先）幼保運営課 助成第1班 043-245-5729